

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年5月11日開催 全国信用組合中央協会]

1. 「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等 について

- 4月26日に決定した政府の総合緊急対策を踏まえ、5月11日中に資金繰り支援の徹底等について改めて要請を行うことを予定。
- コロナの影響が長期化する中で、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、事業者等の資金繰りに支障が生じないよう、きめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。
- 特に、コロナの影響が3年目に入らる中で、2度目、3度目の返済猶予や条件変更の相談が増えており、引き続き、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただきたい。
- こうした昨今の状況を踏まえ、継続的に事業者の状況について伺っているところ、
 - ・ 飲食店については、昼・週末夜間の客足はある程度回復しつつあるものの、平日夜間は依然厳しく、未だ休業している先がある、
 - ・ 観光・宿泊業について、個人観光客は回復基調であるが、団体客は低調。また、各種イベントの規模縮小・中止の影響もあり、コロナ以前に回復するにはまだ時間を要する、
 - ・ ウクライナ情勢に伴う輸入海産物（カニ、サケ等）や小麦粉などの値上がりにより、食品製造業の収益を圧迫している、
 - ・ 原油価格上昇の長期化により、運輸業等の収益を圧迫し、資金繰りが懸念される、といった声が聞かれている。

- 今般の総合緊急対策も踏まえ、地域の事業者の様々な状況に応じたきめ細かな支援を、中央機関とも連携しながら前向きに取り組んでいただきたい。また、そうした支援の取組みについて、各種ヒアリングや意見交換等を通じて紹介いただきたい。

2. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用を含めた事業者支援について

- 4月15日より、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（「事業再生ガイドライン」）の適用が開始された。事業再生ガイドラインは、コロナの影響が長期化する中で、過剰債務状態にある事業者の再生を支援する、極めて重要なツールの一つである。
- 事業再生ガイドラインの趣旨・内容を、営業現場の第一線に浸透させ、事業者の相談にしっかりと応じていただきたい。
- 加えて、事業者の業況や地域への影響を能動的に把握して、重点的な支援が必要となる対象を特定の上、必要に応じて地域の関係者とも連携しながら計画策定支援に取り組むなど、事業再生ガイドラインを積極的に活用した事業者の再生支援等に取り組んでいただきたい。

3. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方を踏まえた一層の取組みについて

- 経営者保証ガイドラインには、経営者の個人破産を回避し、保証債務を私的整理する手続が規定されているが、今回、全国銀行協会が中心となって、当該私的整理手続に焦点を当てた、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（「基本的考え方」）を、事業再生ガイドラインと合わせてとりまとめた。いただいた。
- 厳しい状況にある事業者には、しっかりと再生を果たしていただくのが望ましい姿である一方、やむなく廃業に至ってしまう場合には、保証を提供する経営者個人の破産を回避し、再チャレンジを支援していく観点から、この

「基本的考え方」も非常に重要である。

- 事業再生ガイドラインに合わせ、この「基本的考え方」についても、しっかりと営業現場の第一線まで浸透・定着を図るとともに、事業者や弁護士等の専門家からの相談に丁寧に応じていただきたい。金融庁としても、金融機関の取組みをフォローさせていただく。

4. ウクライナ情勢への対応について

- 現下のウクライナ情勢を踏まえ、3月に周知したとおり、国際的に様々な制裁措置が実施されており、我が国においても、資産凍結、輸出管理措置等の制裁措置が順次実施されている。また、4月20日には、ロシアに対する経済制裁を強化する「ロシア経済制裁関連法」が成立した。
- こうした状況を踏まえ、引き続き現下の情勢や制裁措置の動向を注視し、適切な対応を実施していただくとともに、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。
- なお、顧客からのロシア・ベラルーシ向け送金等について照会があり、判断に迷うような場合は、早めに所管の財務局を通じて相談いただきたい。金融庁と財務局で連携して、しっかりサポートさせていただくので、引き続き、よろしく願いしたい。
- これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上に向けて、様々な取組みを実施されてきたものと承知。
- 来日したウクライナ避難民の方々に対して、出入国在留管理庁より、ウクライナ避難民であることの証明書が順次交付されている。避難民の方々への支援金の支給も順次行われているところ、この証明書を持つ方が金融機関窓口に来訪され、口座開設を希望されるケースが想定される。
- 既に周知させていただいたとおり、ウクライナ避難民の方々の生活の利便性向上に向けて、この証明書を持つウクライナ避難民の方が口座開設を希望される場合には、円滑な口座開設手続きのために必要となる本人確認書類や

手続内容、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するなど、丁寧な顧客対応をお願いしたい。

(注) なお、この証明書は在留カード等を代替するものではなく、本人確認等の手続きについては、従前どおり法令に基づき適切に実施する必要がある点に留意。

- また、例えばウクライナ避難民の方が在留カードを所持していない場合であっても、在留カードを申請中の場合には、口座開設を受け付け、合理的な期間内に本人確認を完了するなど、顧客に寄り添った柔軟な対応をお願いしたい。
- 加えて、ウクライナ避難民の方の口座への支援金の振込を受け付ける場合には、支援金を支給する自治体等と連携するなど、迅速に入金できるようお願いしたい。

5. 地方税統一QRコードへの対応について

- 2023年4月から導入される地方税統一QRコードに関して、3月14日に開催された「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」において、金融業界における準備・検討状況が報告された。
- QRコード導入の経緯・趣旨に鑑みれば、2023年4月からの活用開始に間に合わない場合であっても、金融機関の対応の遅れを原因として、納税者の利便性を損なうこと、地方公共団体の収納事務に影響が生じること等がないよう金融業界内で協力し、適切な代替措置を講じることが重要。
- 例えば、各組合の経営判断のもと、対応可能となるまでの間の代替措置として収納業務を他の金融機関に委託するなど、各地方公共団体の意向等を十分に踏まえ、金融業界として遺漏なきよう対応していただきたい。

6. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金

融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2021年度末（2022年3月31日）まで、eメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。

- これについては、2022年2月、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知を行った。
- より多くの会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。
- また、当局から法令の規定に基づき発出する行政文書等についても、原則として新システム等を利用することとするので、留意いただきたい。

7. 「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表について

- 2019年12月の「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表して以降、各金融機関において引当方法の多様化が進んでいる。
- アナリストなどからはより丁寧な開示が求められる一方、金融機関からは、具体的にどこまで開示の充実を図るべきか、開示の望ましい水準についての議論を求める声が聞かれた。
- また、引当方法を見直そうとする金融機関からは、先行事例を自らの検討に活かす観点から、引当開示の充実を求める声が聞かれた。
- 金融庁では、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いて、「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」を2月21日に開催し、勉強会で出された意見や事例等を取りまとめ、3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表した。
- 本資料も参考に、それぞれの実態に即して引当方法の開示の充実を図られることを期待している。

8. ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- 3月25日、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」について閣議決定されており、基本計画を踏まえ、引き続き、貸付自粛制度の周知をお願いしたい。
- 基本計画のパブリック・コメントにおいて、「インターネットバンキングにおける公営競技等に係る広告宣伝を抑止するべき。」との声が複数寄せられた。
- 2021年度に、公営競技の関係団体において「公営競技広告・宣伝指針」が策定・公表されていることを踏まえ、公営競技のインターネット投票に関するサービス提供を行う場合には、同指針を踏まえ、ギャンブル等依存症の抑止のため、のめり込みを防止し節度を促す等、適切な対応をお願いしたい。

9. 金融分野における個人情報保護ガイドライン等改正及びQ&Aを踏まえた対応の徹底について

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」などが一部改正され、改正法と同日の4月1日に施行された。
- これらを踏まえ、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」を改正し、同日より適用している。
- これらの改正内容を踏まえ、引き続き、個人情報の適正な管理体制を整備していただきたい。

10. 効果的・効率的な経営改善手法に関する調査・研究について

- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（2021年11月19日閣議決定）を踏まえ、地域金融機関による地域の中小企業・小規模事業者の支援の取り組みを加速するため、2022年4月1日より

- ① AI 等を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究
- ② 業種別の経営改善支援の効率化に向けた調査・研究

の2件の調査・研究（委託事業）を開始した。

○ 同調査・研究においては、それぞれ

- ・ AI 技術を活用した経営改善支援先の早期発見の可能性
- ・ 経営改善支援先に対する業種別の支援ノウハウ・着目点

等について検討を進め、2022 年度中に中間的な取りまとめを行う予定。

○ 今後、調査・研究を進めていくに当たり、有識者等による研究会の開催を予定しており、引き続き、緊密に連携させていただきたい。

11. 事業成長担保権の調査・検討に係る委託調査について

○ コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて、検討を進めている事業成長担保権について、英米における類似制度を活用した融資実務を法務・税務等の観点から調査する委託調査を、4月1日より開始した。

○ 事業成長担保権の導入に向けて、2022 年度中に取りまとめる予定の調査結果を踏まえ、契約のあり方その他の実務について、意見も伺いながら詰めていきたいと考えており、引き続き、協力をお願いしたい。

○ なお、この調査に先立ち、2021 年度、米国地域金融機関に対して、全資産担保を活用した融資・再生実務や組織のあり方についてヒアリングを行う委託調査も実施した。当該調査報告書は金融庁ホームページに公表しており、検討の参考にさせていただきたい。

12. 事業者支援ノウハウ共有サイト追加公募について

○ 金融機関等の現場職員の間で、地域・組織・業態を超えて、知見を共有する「事業者支援ノウハウ共有サイト」は、本格稼働から1年を経て、多くの金融機関に参加・活用いただいているが、今般、機能の拡充等を実施。

- 具体的には、参加者の意見をもとに、4月より、ソーシャルネットワーキング機能の追加により参加者同士がつながりやすくする等の機能強化を図った。
- また、4月1日より、金融機関としての参加及び職員の追加を、随時受け付けられるようになった。1機関あたりの人数も10名程度にまで増員。
- 金融庁としては、引き続き、当該サイトをはじめとして、事業者支援等のノウハウ共有に向けた、様々な取組みを後押ししていく。現場職員の方々の積極的な参加・活用を後押ししていきたい。

13. 還付金詐欺の被害増加に係る要請について

- 還付金詐欺の被害については、これまでも申し上げてきたとおり、2021年に入ってから大きく増加。
- これを受け、1月25日付で警察庁生活安全局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺の被害防止対策の推進について」を、3月7日付で警察庁刑事局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について」を協会宛に発出した。
- 各都道府県警察から協力体制の構築について、申出があった場合には積極的に協力いただくとともに、引き続き、還付金詐欺を始めとする特殊詐欺被害の防止に向けた取組みを強化していただきたい。

14. 公的年金シミュレーターについて

- 4月25日、厚生労働省が「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。これは、2022年4月以降に送付された「ねんきん定期便」に記載の二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取り、生年月日を入力するだけで、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールである。

- 顧客のライフプランやニーズに応じた商品提案を行うために、個々人の年金を「見える化」する、こうしたツールも有効になり得ると考えるので、活用を検討いただきたい。
- なお、顧客の資産形成に資するツールとしては、NISA、つみたて NISA や iDeCo のような税制優遇制度もある。こうしたものも、顧客のニーズに応じてご提案をいただき、引き続き、顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

15. 気候変動ガイダンスについて

- 4月25日に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の意見募集(パブリック・コメント)を開始した。
- 世界で脱炭素化の動きが加速し、企業が気候変動に関連する様々な環境変化に直面する中、顧客企業の気候変動対応への支援等を通じ、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営につなげていただくことが重要。
- 本ガイダンスは、こうした取組みを後押しする観点から、
 - ・ 顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する金融庁と各金融機関との対話の着眼点や、
 - ・ 各金融機関における顧客企業の気候変動対応の支援の進め方などを示したもの。
- なお、本ガイダンスは、よりよい実務の構築に向けた金融庁と各金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付ける性質のものではない。
- 本ガイダンスを用いた対話の対象は銀行と保険会社であるが、協同組織金融機関についても、顧客企業の気候変動対応への支援等の進め方には銀行と共通する部分も多いと考えられるので、こうした取組みを進めるにあたって本ガイダンスを活用いただきたいと考えている。

16. 最終化されたバーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの実施に関して、4月28日に、まずは銀行業態の改正自己資本比率告示を公布した。
- 信組業態に関する告示についても、実施時期を見据えながら、引き続き、公布に向けて準備を進めてまいる。

17. マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)の一部改訂について

- 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問」(「FAQ」)については、金融機関の方々から色々な質問が寄せられており、今回、質問が多かった部分について考え方を明確に示すべく、FAQの改訂を検討している。
- 改訂予定の箇所は、
 - ・ 金融機関等から分かりにくいとの指摘があった記載の修正や
 - ・ 正しい理解を促すために説明や具体例を追加するもの、となっている。
- 5月中に、協会を通じてご意見やコメントを募集する予定であり、率直な意見や質問をいただきたい。

18. マネロンレポートの公表について

- マネロン等対策について、2022年3月末時点の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組等をまとめた、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(通称マネロンレポート)を4月8日に金融庁ウェブサイト公表した。
- レポートに目を通していただき、金融庁の考えるリスクや確認された金融機関の事例等を考慮しつつ、引き続き、マネー・ローンダリングやテロ

資金供与等に利用されない金融システムを確保するため、態勢の強化に努めていただきたい。

19. 顧客本位の業務運営に関する取組の「見える化」について

- 4月1日、金融庁ウェブサイトにおいて、「『金融事業者リスト』に係る今後の取扱いについて」を公表した。
- 金融事業者の取組方針については、FD原則とほぼ同じ文言を踏襲している事例や、抽象的な記載に止まっている事例など、自らの業務特性等を踏まえていない事例が見受けられた。
- 顧客本位の業務運営に係る「見える化」については、単なるペーパーワークではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証する契機としていただきたい。
- 金融庁では、金融事業者におけるリスク性金融商品の販売動向のモニタリングや具体的な取組みに関する対話を実施し、必要に応じて把握した事項を公表する予定。

20. マイナンバーカードの取得と利活用の促進について

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいている。

(参考) マイナンバーカードの普及状況 (2021年4月 → 2022年4月)

交付枚数 : 約 3597 万枚 → 約 5487 万枚

人口に対する交付枚数率 : 28.3% → 43.3%

- 3月に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁より示された資料によれば、「協同組織金融業」における取得率は51.0%であり、第1回調査から相応に上昇したものの、全98業種で見ると97位となっている。

(参考1) 第1回調査は2020年5月26日～6月4日に実施、「協同組織金融業」の取得率は24.5%

であった。

(参考2) 今回(2022年1月25日～2月4日)調査における「協同組織金融業」以外の取得率の状況

全体の取得率：58.9%

補助的金融業等：62.4%

銀行業：60.9%

金融商品取引業・商品先物取引業：59.4%

貸金業、クレジットカード等非預金信用機関：56.4%

保険業(保険媒体代理業、保険サービス業を含む)：54.5%

○ これは他業種における取得率も同様に上昇したことによるものと考えられるが、今後、協力依頼を発出させていただき予定であり、引き続き、マイナンバーカードの取得と利活用の促進に尽力いただきたい。

○ デジタル庁の調査結果では、「協同組織金融業」においては、

- ・ カードの機能認知については他業種と比べても高くなっており、メリットの周知等は適切に行われていることが窺われる一方、
- ・ 取得していない理由として、「申請方法が面倒だから」との回答が他業種に比べて多くなっていることから

例えば、各信用組合における従業員に対するカード申請支援や自治体による出張申請受付の活用等の取組みが考えられる。

○ また、政府としては、マイナポイント第2弾として、1人当たり最大2万円相当のポイントを付与することとしており、こうした取組みも活用いただきたい。

21. サステナブルファイナンスについて

○ 4月、金融安定理事会(FSB)及び気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)から、サステナブルファイナンスに関する報告書が公表された。主なポイントは以下のとおり。

○ FSBからは、4月29日、気候変動から生じるシステムワイドな金融リスクに対応するための規制・監督手法に関する中間報告書が公表された。

- ・ 金融機関に対する報告要請やシステムワイドな気候関連リスクへの対応について、規制監督当局に対するハイレベルな提言や各国における対応事例の紹介などを行っている。
 - ・ 6月30日まで市中協議に付され、2022年10月に最終化される予定である。最終報告書が公表された後、各規制設置主体や各国において対応が検討されていくものと考えている。グローバルで目線を統一するため、他当局と連携して対応を進めていきたいと考えており、金融機関からも市中協議に対して幅広い意見を寄せていただきたい。
- NGFSからは、4月27日、グリーン及びトランジション・ファイナンスに係る市場の透明性の向上に関する技術文書が公表された。
- ・ タクソノミー、外部認証、トランジションに関する指標といったサステナブルファイナンス関連ツールの各法域における現状をまとめている。日本の取組事例も紹介しながら、事業体の脱炭素に向けた移行を促すことの重要性について言及しており、確認いただきたい。
- このように、気候変動を金融機関におけるリスク管理や、金融監督に取り入れる動きが進展する中、シナリオ分析の重要性が高まっており、金融庁は、4月12日に、「気候変動関連リスクに係るシナリオ分析に関する調査」に係る報告書を公表した。
- ・ NGFSが公表するシナリオの解説や海外での利用事例の紹介、主要変数の比較によるNGFSシナリオの定量的な分析や、分析結果を踏まえた気候関連リスク分析における留意点の指摘などを行っている。確認の上、気候関連リスク管理の検討・高度化に役立てていただきたい。
- また、パリ協定の目標達成に向けたトランジションを促すため、金融庁は、5月26日、“Transition to Net-zero”と題した国際カンファレンスを主催。金融庁からは、鈴木大臣が開会挨拶を、天谷金融国際審議官が閉会挨拶を行うほか、複数の幹部職員が登壇予定である。移行に必要な道筋やトランジション・ファイナンスに焦点を当て、国内外の金融界・産業界・政策関係者を招いて議論を行う予定。

22. FATF 第5次相互審査について

- 2014年から開始されたFATF第4次相互審査プロセス全体を通じて認識した問題意識も踏まえ、FATFでは、相互審査プロセスの戦略的な見直しに取り組んできたところ、4月19日、第5次相互審査の審査基準や手続等の詳細を公表した。
- 第5次相互審査のポイントとしては、①相互審査の全体サイクルを10年から6年に短縮、②より被審査国のリスクにフォーカスした審査、に加えて、特に③法令の執行状況とその有効性に関する審査（I0）がより重視されること、④フォローアップ基準が厳格化されること、を強調したい。
- 具体的には、第5次審査からは、I03において、金融機関に対する監督の有効性とこれら事業者の予防的措置が審査され、非金融の特定事業者（DNFBPs）の審査と分けて、有効性が評価されること、また、全11個ある有効性評価項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が増えるなど、基準が厳しくなっている点が挙げられる。
- 各国の具体的な審査スケジュールは決定していないが、FATFでは、2025年から、第5次審査が順次始まることとされており、こうした動きも見据えた上で、引き続き、マネロン等対策の実効性向上に向けて取り組んでいただきたい。

（以 上）